

令和7年度（2025年度）
教育委員会事務 点検・評価

（令和6年度（2024年度）実施事業）

資 料 編

よくある質問

Q 年度途中の転入は認められますか？

由比ガ浜中学校への転入学は、本人にとってそれが最適な選択肢であるかを慎重に判断する必要があり、そのため「学校体験」「教育相談」等のていねいなプロセスを経ています。年度途中の転入学では、そのプロセスを経ることができないため認めないことにしています。

Q 市外に住んでいますが由比ガ浜中学校に転入学することはできますか？

由比ガ浜中学校は鎌倉市に在住する子どもたちのための学校なので市外在住のまま転入学して通うことはできません。

Q 来年4月に鎌倉市に転入予定ですが、転入学することはできますか？

転入学年度の4月に鎌倉市に転入予定の場合、転入学のプロセスを経た児童生徒のみ対象となります。ただし定員をオーバーしている状況では鎌倉市在住の児童生徒を優先する場合があります。

Q 卒業後の進路はどうなりますか？

公立・私立の高等学校（全日制・定時制・通信制）、専修・専門学校、サポート校など、本人にあった次のステップに向けて寄り添いながら支援していきます。

Q どんな先生がいるのですか？

教職員の配置については次のとおりです。（年度により異なる場合があります）

- 分校長（由比ガ浜中学校の管理責任者になります）
- 各教科の教員（9名）
- 養護教諭
- スクールカウンセラー
- 事務職員
- 学校技能員
- まなびばサポーター（支援員）
- スクールサポートスタッフ 等

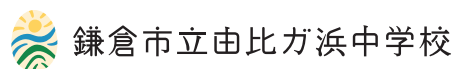
※校長は、本校の御成中学校長が兼務となります。

Q 成績はどうなりますか？

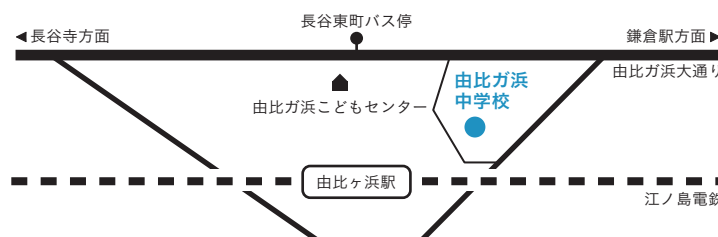
独自の教育課程に基づいて9教科の評価・評定を行います。

Q 希望者が定員を超えた場合、どのような基準で転入学する子を決めますか？

「前向きに頑張りたいという姿勢」「学ぶ意欲」「毎日通う意欲」「欠席の状況」「常時支援の必要性」という観点から総合的に判断します。定員を超えている場合は、不登校の状況が長期化している児童生徒や由比ガ浜中学校に登校して学ぶ意思が強い児童生徒を優先します。



鎌倉市由比ガ浜三丁目9番24号



由比ガ浜中学校についての問い合わせ・相談

窓口 鎌倉市教育委員会 学びみらい課

☎ 0467-61-3826（平日9:00～17:00） ✉ manabimirai@city.kamakura.kanagawa.jp

💻 鎌倉市 HP 「多様な学びの場づくりについて」 [ホーム](#) > 教育・文化・スポーツ > 教育



鎌倉市 HP



由比ガ浜中学校
所在地



鎌倉市立由比ガ浜中学校

らしさに 出あえる

「ここなら通いたい」「ここでなら自分らしく学べるかな」
だれもが希望を持って安心して通える学校を目指して。
由比ガ浜中学校は、不登校の子どもたちのための
「学びの多様化学校」として令和7年4月に開校しました。
さまざまな要因で在籍校に通うことが難しい子どもたちに、
もっと自分らしく学び、もっと自分らしく成長してもらいたい。
由比ガ浜中学校で過ごす時間が叶えるのは、
“自分らしさ”との、出あいです。



スクールビジョン

自分らしく学び、自分らしく成長できる学校

子どもたちが自分らしさを大切にしながら安心して学ぶことができるように、ありのままを受け入れ寄り添いながら、社会的自立と自己実現に向けて「自分で考えて行動し、他の人と協力しながら、よりよく生きること」ができる力を育み、「自分のなりたい姿」へ成長していくことを支援していきます。



スクールビジョンを 実現するための

5つの特色

1

生徒の安心を育む 充実した体制

定員30名に対し、約10名のスタッフ(教員・スクールカウンセラー等)が支援にあたります。少人数を活かし、生徒一人ひとりへのていねいな支援を行います。

生徒のありのままを受け入れ、生徒が安心して自分らしさを発揮しながら学べる学校づくりを進めます。

心理の専門家(スクールカウンセラー)が生徒と日常的にコミュニケーションを取ることで、いつでも相談できる環境を整えます。

2

自分のペースで学べる 柔軟な教育課程

年間授業時数(既存の中学校は1015時間)を770時間に削減。

朝の時間のゆとりや、他の学校と時間をずらす等の配慮から、登校時間を遅めに設定。

普通教室の他にも個別で学習できるスペースや協働で学習できるスペース等、様々なスタイルに対応する多様な学習スペースがあります。

毎日の登校が基本となりますが、生徒の状況に合わせて登校ペースも相談しながら決定していきます。

3

「個別最適な学び」と「協働的な学び」

生徒自身の学びたい気持ちを大切に、「学習者中心の学び」を実施します。

「少人数」や「チーム・ティーチング」による教育活動を原則とし、基礎・基本の習得のために一人ひとりの学習状況に応じた指導体制を充実させます。

「国語」「数学」「英語」の3教科について自身の学習状況に応じて学習計画を立て、主にICT機器を活用しながら学習に取り組む授業として毎日20分間の「EL(e-learning)」の時間があります。AIドリルや説明動画等のデジタル教材を使用しながら、学校に登校できなかった期間の学習内容についての「学び直し」に取り組んだり、発展学習に取り組んだりします。

自分の興味関心に基づいて、自分に合った方法で、自分なりの目標に向かって学習できるようにします。

生徒同士の関わり合いや学び合い、地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながらの学びを大切にします。

「音楽」「美術」「技術・家庭」の3教科は新教科「CTime」の中で基礎・基本を学びます。さらに自分の興味関心に合わせて、上記の3教科から生徒が学びたい教科を選択し、学びをデザインしながら深く学びます。「CTime」の名称は「Create:自身の創造性を磨く時間」「Collaborate:興味関心が合う仲間と協働的に学ぶ時間」「Choose:生徒自身が自分の学びを選択し、自己調整する時間」を意味します。

4

「かまくらULTLAプログラム」の 要素を取り入れた新教科「ULTLA」

総合的な学習の時間を「かまくらULTLAプログラム※」の要素を取り入れた新教科「ULTLA」として再設定し、授業時数を140時間に増やします。

興味関心領域や思考スタイル、認知特性等を把握するためのアセスメントの実施とていねいなフィードバックで、自身を肯定的に捉えなおす機会をつくります。

自分の興味関心に基づいて、自分に合った方法で、探究的に学びます。

鎌倉の豊富な教育資源(人・自然・文化)を最大限活用し、体験的に学びます。

地域とつながり、多くの大人や仲間と関わりながら学びます。

教科横断的に学ぶことで、授業時数を削減した教科の内容を補完します。

※「かまくらULTLAプログラム」については
こちらを参照



5

保護者へのサポート

教員やスクールカウンセラーが定期的に面談を行い、保護者の皆さんに寄り添い連携することで、お子さんを共に支える体制をつくります。

定期的に懇談会等を実施し、保護者の皆さん同士で安心して話ができる場をつくります。

保護者の皆さんを対象に、お子さんの理解や関わり方についての専門職による講座等を実施します。

由比ガ浜中学校の概要

- 文部科学省が指定する「学びの多様化学校※(不登校特例校)」
- 一般の中学校より授業時数を減らし、自分のペースで学べる柔軟な教育課程を編成
- 各教科の教員や養護教諭のほか、スクールカウンセラー等を配置
- 江ノ電由比ヶ浜駅から歩いて2分
- 定員は30名(各学年10名)程度
- 他の市立中学校と同様にデリバリー式給食を提供
- 学区は市内全域

※「学びの多様化学校」とは、文部科学大臣の指定のもと、学校に行けない生徒の状況に配慮し、特別な教育課程を実施することができる学校です。

対象となる児童生徒

次の①～③のすべてに該当する児童生徒のうち、教育委員会が認めた児童生徒

- ① 鎌倉市内に在住している児童生徒
- ② 不登校状態※1または不登校傾向※2にある児童生徒
- ③ 由比ガ浜中学校で学びたいという思いのある児童生徒

※1 「不登校状態」とは、文部科学省の定義する「病気や経済的な理由を除き、年間30日以上欠席」を目安とし、教育支援教室ひだまりやフリースクール等へ通室している場合も含まれます。

※2 「不登校傾向」とは、別室登校や登校しぶり等を含みます。

カリキュラム・学校生活など

縦割りのホームグループ

全校生徒を10名程度ずつの異学年の「ホームグループ」に分けます。朝のホームルームや帰りのホームルーム、学活の授業など、学校生活の様々な場面をホームグループで過ごすことで、学年ごとの横のつながりとともに学年を超えた縦のつながりも深め、社会性や協調性を育みます。各ホームグループには複数の担当スタッフがつき、生徒や家庭との連絡・相談の窓口となります。

授業時数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	外国語	道徳	特活	総合	ULTLA	CTime	合計
由比ガ浜中学校	88	53	105	52	0	0	70	0	87	35	35	0	140	105	770
(参考) 標準 1 年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50			1015
(参考) 標準 2 年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70			1015
(参考) 標準 3 年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70			1015

1日の流れ(イメージ)

～9:30 登校

登校したら上ばきにはき替え、「つどいスペース(仮称)」へ行きます。つどいスペースには「ソファでくつろげるスペース」「個別学習スペース」「図書コーナー」など様々な居場所があり、自分の好きな場所で朝のホームルームまでの時間を過ごします。また、今日の「こことからだの状態」を見つめiPadに入力します。

9:30 朝のホームルーム

朝のホームルームは全員でつどいスペースで行います。「1日の予定の確認」等のあと、ホームグループごとに「健康観察」「貴重品の回収」「担当スタッフからのメッセージ」等で1日をスタートします。

9:40 EL(20分授業)

最初の授業はELです。ELの時間は、iPadを使った個別学習が中心になりますので、自分のペースで1日の学習を始めることができます。

10:10 1校時～2校時(50分授業)

授業は「習熟度別」「学年別」「異学年」「個別」「全員」など多様なスタイルで行います。

12:00 昼食・昼休み

昼食は、デリバリー式給食です(持参したお弁当も可)。つどいスペースや教室、天気の良い日は外の芝生など好きな場所で楽しく食べましょう。昼食後は多目的スペースで軽い運動をしたり、つどいスペースで友だちやスタッフとおしゃべりしたり、読書したりとリラックスして過ごします。

13:00 3校時～4校時(50分授業)

午後は主に「ULTLA」や「CTime」の授業です。地域の方など色々な人たちと関わりながら教科の枠を超えて探究的に学んだり、自分の興味関心に合わせて自分なりの目標をもって深く学んだりします。

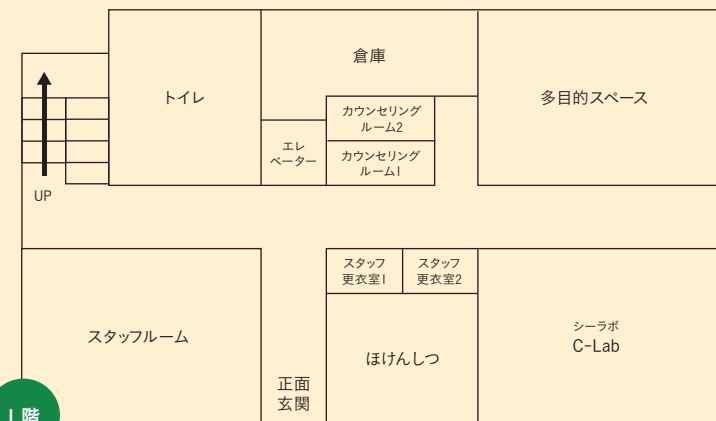
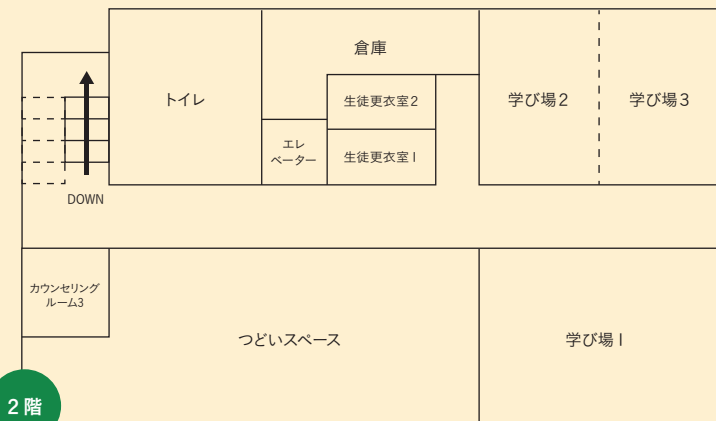
14:50 帰りのホームルーム・チャット・清掃

ホームグループごとの帰りのホームルームでは「次の日の予定の確認」「貴重品返却」等を行います。その後、それぞれ担当スタッフとチャット(簡単な面談)を行い1日を振り返ります。

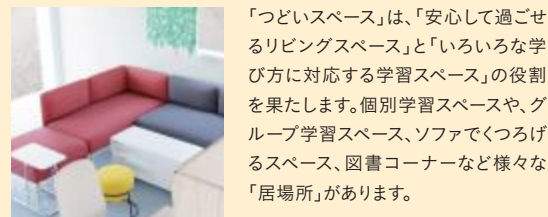
15:05 下校

下校時刻後もつどいスペース等で学習したり、スタッフとおしゃべりしたりして過ごすことが可能です。最終下校は16:00です。

校舎レイアウト



※部屋名はすべて仮称です



「つどいスペース」は、「安心して過ごせるリビングスペース」と「いろいろな学び方に対応する学習スペース」の役割を果たします。個別学習スペースや、グループ学習スペース、ソファでくつろげるスペース、図書コーナーなど様々な「居場所」があります。



学び場

転入学の流れ

由比ガ浜中学校への転入学が本人にとって最適な選択肢であるかを慎重に判断するため、次のプロセスで転入学者を決定します。

8月

STEP 1
学校説明会

9月

STEP 2
在籍校面談

10月

STEP 3
教育委員会面談

STEP 4
学校体験

11月/12月

STEP 5
教育相談

1月

STEP 6
転入学検討委員会

2月

STEP 7
決定内容通知
在籍校面談

3月

STEP 8
転入学説明会

史跡指定地の公有地化を進めるにあたっての基本方針

鎌倉市教育委員会 教育文化財部 文化財課

史跡指定地の買収による公有地化にあたっては、下記に基づき、予算の範囲内で進めていくものとする。

1 対象とする史跡

- (1) 国指定史跡
- (2) 神奈川県指定史跡
- (3) 鎌倉市指定史跡

※補助金等の活用を勘案し、優先順位は(1)～(3)の正順とする。

2 公有地化の決定に係る考え方

(1) 所有者の希望

所有者からの要望を前提として買収を進める。

(2) 対象地の状況に応じた優先順位

対象となる土地の状況に応じ、以下に掲げる項目順に優先順位を決定する。

ア 史跡の保護を優先的に図るべき土地

(ア) 他法令等による規制がなく、史跡の本質的価値に影響を及ぼす具体的な開発計画等がある土地

(イ) 他法令等による規制がなく、将来的に史跡の本質的価値に影響を及ぼす開発等の可能性がある土地

a 市街化区域にある土地

b 市街化調整区域にある土地

イ 史跡の公開活用のために必要な土地

(ア) 整備計画があり、公開活用を進めていくにあたって公有地化が不可欠な土地

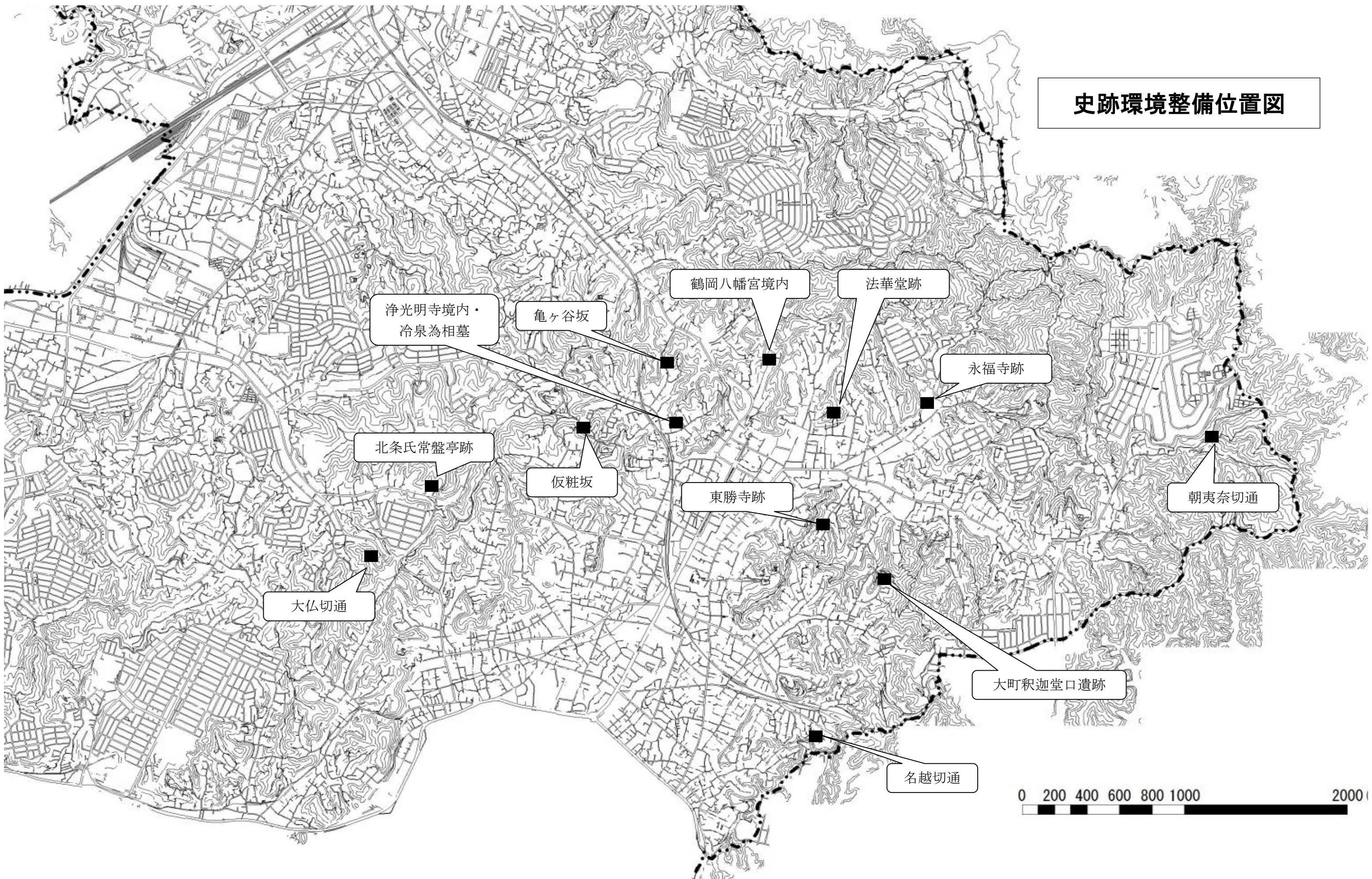
(イ) 暫定的な史跡の公開活用にあたって公有地化が必要な土地

3 公有地化計画の策定

本方針に基づき、具体的な公有地化計画を教育文化財部長決裁により、毎年度策定することとする。

平成29年4月28日 教育長決裁

史跡環境整備位置図



平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 3 3 年 8 月 1 0 日 鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和 4 8 年 1 1 月 3 日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市教育委員会 教育文化財部 教育総務課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

TEL 0467-23-3000 内線 2454 FAX 0467-24-5569

MAIL kyouiku@city.kamakura.kanagawa.jp